

大東監告示第3号

工事監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和8年3月26日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 木 田 伸 幸

# 令和7年度工事監査結果について

## 1. 監査実施日

令和8年1月16日（金）

## 2. 監査場所

大東市役所厚生棟A会議室及び当該工事現場

## 3. 監査対象

本市が施工中の工事の中から契約金額、進捗状況、事業の注目度等を考慮し、「R7西楠の里公園再整備工事」を本件監査の対象と決定した。

## 4. 監査方法

本件監査には工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会との間で業務委託契約を締結し、公益社団法人大阪技術振興協会の技術士、西本和正氏の支援の下で執行した。

以下に西本技術士による工事監査関連業務委託報告書の内容を示す。

## 5. 工事目的

西楠の里公園は、令和3年5月に策定された「大東市都市公園再整備計画」において、供用開始から長い年月が経過した都市公園のうち、先行して再整備を行う第1グループの公園に選定された。そこで西楠の里公園再整備工事は、整備計画方針である「誰もが楽しめる特色ある公園整備を目標に、子育てや健康づくりなど、地域の実情に合わせ、公園機能の向上や快適空間の充実など、地域や近隣住民にとって最適な再整備を行うこと」を実施目的としている。

## 6. 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事場所 | 大東市 西楠の里町13番 地内                                      |
| (2) 工事内容 | R7西楠の里公園再整備工事 工事面積 0.16ha                            |
|          | 擁壁工 現場打擁壁 N=2箇所                                      |
|          | 植栽工 高木植栽工 N=10本 低木植栽工 N=105株                         |
|          | 地被類植栽工 N=5051pot                                     |
|          | 雨水排水設備工 側溝工 L=65m 管渠工 L=108m 集水桝 N=12基               |
|          | 電気設備工 引込柱（分電盤共） N=1基 公園灯 N=2基                        |
|          | 共架式電波時計 N=1基 電線管路工 L=56m                             |
|          | 園路広場整備工 真砂土舗装 A=633m <sup>2</sup> 縁石工 L=328m         |
|          | 広場・歩道舗装(1,2) A=486m <sup>2</sup>                     |
|          | 遊戯施設整備工 3連ブランコ N=1基 スイング遊具 N=2基                      |
|          | 滑り台 N=1基   |
|          | サービス施設整備工 ベンチ N=8基 制札板 N=1基                          |
|          | 管理施設整備工 転落防止柵 N=21m 横断防止柵 N=46m                      |
|          | 防球ネットフェンス N=30m 車止め N=9基                             |
|          | 給水設備工 給水管路工 L=34m                                    |
|          | 建築施設整備工 パーゴラ N=1基                                    |
|          | 関連道路工 L型側溝 N=83m L型雨水桝 N=4基 As舗装 A=162m <sup>2</sup> |

- (3) 工事請負業者 有限会社西野組 代表取締役 西野 博之
- (4) 設計業務 業務委託（委託先：総合調査設計株式会社）
- (5) 工事監理業務 自主監理
- (6) 事業費 設計金額 91,856,600 円（税込）  
請負金額 78,291,400 円（税込） 請負率 85.23%
- (7) 工事期間 2025 年（令和 7 年）7 月 29 日～2026 年（令和 8 年）2 月 27 日
- (8) 工事進捗状況 計画出来高 36.7%、実施出来高 33.2%（令和 7 年 11 月 28 日現在）
- (9) 契約方法 事後審査型一般競争入札（参加者 7 者）
- (10) 入札年月日 2025 年（令和 7 年）7 月 14 日
- (11) 契約年月日 2025 年（令和 7 年）7 月 28 日
- (12) 工事監督員 都市整備部 みどり課 渡邊 英之

## 7. 総評

工事技術調査対象の R7 西楠の里公園再整備工事（以下「本工事」という。）は、令和 7 年 7 月 14 日に入札が行われ、落札した有限会社西野組と同年 7 月 28 日付けで工事請負契約が行われた。工期は、令和 7 年 7 月 29 日から令和 8 年 2 月 27 日までである。工事監査調査書の提出時点の進捗率は実施出来高約 33.2%（令和 7 年 11 月 28 日現在）であった。計画出来高は 36.7%であり、ほぼ計画どおりに進められていた。そして、本工事監査実施時点の令和 8 年 1 月 16 日においては、実施出来高が凡そ 70%という状況にあり、後は、管理施設整備工や関連道路工の最終仕上げを残す状況と確認した。

監査当日は、午前 10 時から書類審査、午後 1 時から現場審査を実施した。

書類審査では、午前中に、あらかじめ関係図書の提示及び担当職員からの説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。その結果としては、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階毎に必要な書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したが、何れも良好であった。

また、現場審査は、改めて現地で、担当職員等から工事概要の説明を受けた後、監査委員に同行して現場状況を確認しつつ、質疑応答を行った。その結果についても、特に大きな課題は見受けられず、概ね良好な状況と判断した。

個々の調査結果において気付いた点については、以下の各項目別の所見に再掲しているので、確認されたい。

なお、評価に使用した用語の定義は、以下のとおりである。

- 改善：早急に改善措置を求めるもの。
- 留意：今後に向けて、留意・検討すべきもの。
- 意見：参考として述べるもの。
- 適正：適切であり、概ね問題がないこと。

## 8. 書類調査による監査結果

本工事の関係図書は、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。個々の調査結果については、調査した事項のうち、特に留意を要する点、事実確認を要する点等について各項で記述するので、確認した上、必要に応じて対応されたい。

### (1) 計画について

大東市は、子育て支援や健康づくりなど、地域特性に応じて必要とされる公園機能を見直し、身近な公園機能・施設の再整備を行うとして、平成 29 年 3 月に「大東市みどりの基本計画」を策定した。さらに、令和 3 年 5 月には、市域で開設された都市公園の公園施設の老朽化が進んでいることから、全都市公園のうち、再整備工事を終えた 4 公園を除く 45 箇所全ての都市公園の課題を評価し、再整備の優先順位を設定して、「大東市都市公園再整備計画（以後「再

整備計画」という。)」としてまとめた。

また、当該再整備計画推進に向けた特定財源確保のため、社会資本整備総合交付金事業として、「大東市の都市公園機能・施設の再整備による緑豊かなまちづくり（R6～10）／都市公園ストック再編事業」という事業計画を立て、最も再整備を優先すべき7公園を第1グループとして設定し、計画・再整備工事を継続的に進めている。

本工事の対象である「西楠の里公園」は、その第1グループに含まれることとなった。

また、本工事の立案に先立ち、当初の公園敷地に隣接し、平成26年に廃止された都市計画道路（深野北北条線）の予定地を、新たに公園敷地に加えて、一体的に整備することにより、①地域に開かれた空間の創出 ②公園空間の柔軟な活用 等の効果を期待するものと提案し、計画の承認を得て、都市公園面積拡大の都市計画変更手続きを行い、令和6年11月27日に大東市都市計画審議会で審議された結果、可決され、事業の実施が確定した。

本工事は、そういった計画的な流れの中で、漸く令和7年度工事として着手している。

以上により、本工事の位置付けは明確であり、当該再整備計画に沿って、段階的かつ計画的に進められていることを確認した。

**適正**

## (2) 設計について

設計に関しては、総合調査設計株式会社に業務委託していた。

本工事の設計は、国土交通省「都市公園移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月）」、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針【改訂第3版】（令和6年6月）」、日本道路協会「道路構造令の解説と運用（平成27年6月）」、道路局通達「防護柵の設置基準（平成16年3月）」、大阪府「大阪府安全なまちづくり条例に基づく安全防犯指針（平成14年10月）」等を基本として行われている。

西楠の里公園は、大東市北部にある都市公園（街区公園）であり、JR学研都市線四条駅から約700m南西側に位置し、公園北側には住宅地、西側には小学校用地と接し、それ以外は道路に接しており、近隣に教育福祉施設が多くあり、普段は幼児や児童が目立つ。

本工事は、前述の都市計画変更を踏まえて、総面積が凡そ0.06ha増えた総面積約0.16haの公園敷地を再編し、一体的な都市公園（街区公園）として再整備するものである。

設計方針としては、地域のシンボルとして、子育て世代をはじめ、地域の方々の利用・交流を通してつながりを強くする公園とすることとしている。

**適正**

そして、設計内容としては、これまでの街区公園にみられる鉄棒、滑り台、砂場のいわゆる3種の神器の枠組みを超えて、①バリアフリー（移動円滑化） ②さまざまな世代交流の場づくりによる地域コミュニティ強化 ③公園と隣接する道路の安全性を高め、地域の安全性の向上 という新たな再整備目的を掲げた。

また、施設配置の考え方としても「地域に開かれた公園とすることで、公園を利用し易くする。」「隣接道路に沿って、外周に歩行空間を設けることで、地域内の安全性を高める。」という基本的な考え方の下、配置計画として、既設道路と並行して、車両防止柵や横断防止柵を設置した歩行空間と防球ネットを設置した植栽のある緩衝帯で敷地周辺を囲み、①公園利用者がパーゴラの下でベンチに座って交流できるエリア、②広場スペースでグラウンドゴルフ等の運動ができる健康エリア、③安全に遊べる遊具エリアという3つのエリアを定め、それらに関連して、そのエリア毎に、新たな視点を加えた斬新な施設の配置を行っている。

本工事のこのような再整備内容は、これからの全国の都市公園、とりわけ街区公園における再整備事業のめざすべきモデルとなると考える。

**意見**

## (3) 積算について

積算は、主として、国土交通省「土木工事標準積算基準書（令和7年度）」、大阪府都市整備部「土木工事積算運用資料（令和6年8月）」、国土交通省都市局公園緑地・景観課「公園緑地工事標準歩掛（平成26年4月）」等に基づき実施されていることを確認した。

採用単価を①建設物価・積算資料 ②大阪府単価（資材調査単価等） ③大東市単価から選定するが、単価・歩掛がない場合は、「建設物価」「積算資料」から類似品を選定し、3社以上のメーカー見積を取り、掲載単価と比較して掛け率を決定する。その類似品の掛け率を用いて最安値単価を選び決定している。

コスト縮減策としては、敷地の高低差処理における転落防止柵と擁壁構造において比較検討を行い、施工性や経済性に優れる現場打擁壁＋転落防止柵案を採用している。そして、遊具や休憩施設等においても、比較検討を行い、特に安全性や経済性に優れた施設を採用している。

さらに、敷地造成計画においても、掘削土砂を植栽地となる場所の埋め戻し等に流用を図り、不必要な材料購入費を抑え、併せて残土処分費の圧縮を図っている。

また、高さの違いがある植栽ブロックでも、1段のみで延長の長い植樹ブロックについては、単価が安価な歩車道境界縁石（片側）に置き換え、コスト縮減を図っている。 適正

数量算出・設計書の照査方法では、①「数量算出要領」及び打合せ事項と整合しているか。②数量計算に用いた寸法、記号は図面と一致するか。③数量取りまとめは、種類毎に、材料毎に、工事区分毎にまとめられているか。④構造計算書は揃っているか。という内容で行っており、特に問題は見受けられなかった。 適正

#### （４）入札・契約について

入札については、事後審査型一般競争入札（電子入札）で行われ、7者の応募があり、その結果、有限会社西野組が落札した。それらの内容について聞き取りをしたところ、一連の手続きが概ね適正に行われたことを確認した。

また、入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで契約を締結し、その後、近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。 適正

#### （５）施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び「R7 西楠の里再整備工事仕様書」を基本としている。また、「同仕様書Ⅲ. 特記事項 3-6. 準拠法規等」において、一切の施工は、下記の基準等に準じて実施するものとしている。

- 1) 国土交通省都市局公園緑地・景観課「公園緑地工事共通仕様書」
- 2) 国土交通省都市局公園緑地・景観課「公園緑地施工管理基準」
- 3) 国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園技術標準解説書」
- 4) 国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」
- 5) 大阪府都市整備部「土木請負工事必携」
- 6) 大阪府都市整備部「土木工事共通仕様書」
- 7) 大阪府都市整備部「土木工事施工管理基準」
- 8) 大阪府都市整備部「機械・電気設備請負工事必携」
- 9) その他関係法令

その他、本仕様書には、本工事を施工する上で必要な技術的要求を定めた仕様書であり、一般事項、共通事項、特記事項に別けて、詳細に示されている。 適正

本工事の施工計画書は、①工事概要、②計画工程表から順次、③現場組織表、④工種別業者編成表、⑤職務別資格作業表、⑥主要機械、⑦主要資材、⑧施工方法、⑨施工管理計画、そして、⑩安全管理、⑪緊急時の体制及び対応、⑫交通管理、⑬環境対策、⑭現場作業環境の整備、⑮再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑯その他に至るまで、必須項目が記載されていた。それらの内容について、提出された施工計画書の内容を確認した。 適正

出来高、工程の現状等についても関連資料により確認した。使用材料承認願の内容についても、特に重要な指摘すべき事項はなかった。 適正

今回必須事項として挙げられている「安全管理」については、特に重点的に確認した。

当該施工計画書の⑩安全管理の項目の確認を中心に、詳細に行った。

本項の中では、最初に、安全管理組織を明記し、安全管理系統図も作成し、夫々の構成員の安全管理における日常業務内容も明確に定めていた。

・労働安全衛生法で定められた責任者を明確化し、安全管理系統図では、安全衛生責任者の下部組織として、安全委員会（構成員は、作業管理者、安全巡視員、作業主任者、車両責任者等）を立上げ、総合的な安全管理業務の配置を詳細に行っていた。 適正

また、今回、特記すべき事項としては、

- ・安全巡視員は、工事期間中は、毎日巡回を行う。
- ・車両責任者は、定期車両点検日を定めて、点検事項を記録する。

を上げ、これらの記録をもとにして、毎月月末に関係者全員で、12項目に渉る事項についての安全確認・指導・点検・徹底事項等の確認を行い、管理の徹底を図る。

としていたことである。全国事例と比較しても、大変、先進的な取組みと思われる。 意見

その他にも、異常気象時の対応として、

- 1) 気象情報の収集と事前準備
- 2) 大雨注意報・強風注意報・洪水注意報の発表時
- 3) 大雨警報・暴風警報・洪水警報の発表時
- 4) 地震発生時
- 5) 作業再開前の点検

の5項目に分類し、夫々、具体的な行動規範を詳細に明記し、さらにその後で、

①作業の心構え、②安全ミーティング重点事項、③工事作業現場の危険防止と安全確保、④重機災害の防止、⑤第三者災害の防止

等について、作業員が守るべき事項を詳細に上げていた。 適正

また、本件について、特に、監督員や立会いされていた受注者の方に口頭で確認したところ、

①安全訓練の実施報告書、②危険予知確認表、③安全パトロール報告書、④車両系日常点検簿、⑤保安施設・敷鉄板等の日常点検簿、⑥新規入場者教育記録

を作成しながら、徹底して実施されていたことが確認できた。 意見

## 9. 現場施工状況の調査結果と今後の留意・検討事項

大東市の現地監査として、監査委員に同行する形で、現場確認を行った。

現地調査は、先に書類調査を行った市役所厚生棟A会議室において、本工事の施工概要、進行状況、課題等の説明を受けた後に、工事現場に赴き、現場確認を行う流れで進められた。

本工事は、工事施工中であったが、資材の制作や調達等、様々な条件により、当初は、工程管理の難しさを懸念していたが、漸く、各ゾーンいずれも、工事進捗が安定化してきた模様である。工期変更も行わないということであった。 適正

設計図書のとおり、工種・工程も多種・複雑であることから、施工部門毎の担当者も多く、工事の進行管理や工程調整の難しさを注目していたが、結果として、上部の様々な構造物に着手した12月中旬以降、安定化が図られている。このことは、「安全管理」を重点的に押えて、大東市から受注者に対し、細部に指導・監督・進行管理が行われ、受注者も、それに応えて、工事執行体制の管理と調整に集中した結果と思われる。 意見

現場監査を終えて、書類監査を行った会議室に戻り、監査委員及び当方から、再度の質疑を行い、みどり課からの応答があった後に、最終の講評を行った。

現場は、概ね計画どおりに施工されており、大きな課題は見受けられなかった。 適正

### (今後の留意・検討事項)

本工事の取り組みは、正に、全国の都市が抱えている都市公園の課題、とりわけ、現在、「児童公園」から「街区公園」に名称を変えた公園における課題への取り組みとして、大変、

先見的なものと言える。すなわち、全国の都市の中で、所謂、街区単位に多数ある小規模公園の改築更新時期が迫り、その再整備や工事実施財源確保等の問題を如何にするかということ、さらに、当該公園をいかにして周辺の利用者にふさわしいものにするかという課題である。

そんな中、大東市においては、市内にある再整備工事を終えた4公園を除く45箇所全ての都市公園を対象とした再整備計画を立案し、長期的な展望に立って、再整備に取り組んでいる。

既に、当初計画は広く市民に承認され、一定年度毎に計画内容の変更を加えながら、進められている。また、それぞれの街区公園が、西楠の里公園のように、その地域の人たちの利用方向に合致した独自性の高い計画内容で、再整備される方向に動いている。

したがって、今後も、大東市においては、中長期的な展望を行いながら、当該再整備計画の更新を行い、さらに、実施体制も強化して、継続的かつ積極的に地域にふさわしい再整備事業を進められることを期待して、本報告のまとめとしたい。

**意見**

(現場施工状況写真)



写真一 1 現場施工状況①



写真一 2 現場施工状況②



写真一 3 現場施工状況③



写真一 4 現場施工状況④



写真一 5 現場施工状況⑤



写真-6 現場施工状況⑥



写真-7 現場施工状況⑦



写真-8 現場施工状況⑧

— 了 —